

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第198号
事故等種類	運航不能
発生日時	平成24年11月24日（土） 08時00分ごろ
発生場所	静岡県静岡市三保松原東方沖
事故等調査の経過	平成24年11月27日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート ^{ウインド} WIND、5トン未満（長さ4.45m）
船舶番号、船舶所有者等	242-13223 静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、免状不詳
死傷者等	なし
損傷	不明
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、静岡市清水港内で場所を変えながら釣りをを行い、三保松原沖へ航行中、平成24年11月24日08時00分ごろ、三保松原東方約100m沖において、主機に異音が発生した。 船長は、主機のクラッチを中立にしたところ、主機が停止し、再始動を試みたが始動しなかった。 本船は、船長が海上保安庁に救助を要請し、清水海上保安部の船艇基地にえい航された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
その他の事項	船長及び同乗者2人は、本インシデント発生当時、救命胴衣を着用していた。
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	不明
気象・海象の関与	不明
判明した事項の解析	本船は、三保松原東方沖を航行中、主機に異音が発生したことから、主機のクラッチを中立にしたところ、主機が停止し、運航不能となったものと考えられるが、船長から情報が得られなかったため、主機が停止した状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、三保松原東方沖を航行中、主機に異音が発生したため、主機のクラッチを中立にしたところ、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。